



国際予備審査請求に関する規則が改正されたと聞きました。改正の内容とあわせて、国際予備審査を請求する利点などについて教えてください。

(大阪府 Y. F)



1. 国際予備審査請求

国際予備審査は、PCT出願の国際段階において出願人の請求によって行われる選択的手段です。同審査は、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性および産業上の利用可能性について、予備的な、かつ、拘束力のない見解を示すことを目的としています。

出願人が国際予備審査の請求を行うと、国際予備審査機関 (IPEA) によって、見解書および国際予備審査報告が作成されます (PCT33~35条)。

2. 国際予備審査請求の利点

(1) 国際予備審査報告では、国際調査機関の見解書よりも一歩進んだ見解が示されるため、出願人にとって国内段階への移行を行うか否かの判断材料になります。

(2) 請求の範囲、明細書および図面についての補正や、国際調査機関の見解書に対する答弁書の提出も可能になります (PCT34条)。さらに、IPEAの見解に対しても答弁書を提出することが可能です。

これによって、IPEAから、特許付与についての肯定的な見解を得ること

ができれば、国内段階での審査において有利に働く可能性があります。特に、新興国においては、その傾向が強いと考えられます。

3. 規則改正

ご質問のとおり、このたび、国際予備審査の開始について定めるPCT規則69が改正されました (2019年7月1日施行)。具体的には、改正前は原則、国際予備審査請求期間 (国際調査報告等の送付から3カ月、または優先日から22カ月のいずれか遅い期間) の満了後に国際予備審査が開始されると規定されていた点が、「国際予備審査機関が必要な書類および手数料を全て受領した時点」で審査が開始されるように改正されました (PCT規則69.1(a))。

これによって、出願人は、国際予備審査の開始を早めることができ、審査官との対話の時間をより長く得ることが可能になります。

なお、国際予備審査請求期間が満了する時まで審査の開始を延期したい場合には、特別な明示が必要です。この点については、改正前の規定と逆の規定ぶりになっていますのでご注意ください。

4. 審査開始に必要な書類および手数料
国際予備審査は、原則、国際予備審査機関が次の (i) ~ (iii) を受領した場合に、開始されます。

(i) 国際予備審査の請求書

(ii) 取扱手数料および予備審査手数料

(iii) 国際調査報告または国際調査報告を作成しない旨の国際調査機関による宣言のいずれか、および国際調査機関の書面による見解

5. その他の留意点

本改正を反映したインターネット出願ソフトの更新は、2020年4月の予定です。このため、オンライン手続きにより国際予備審査請求期間の満了前に審査の開始を希望する場合、従来どおり、「4. 出願人が国際予備審査を規則54の2.1(a)に基づき適用される期間の満了よりも早く開始することを明示的に希望する」の項目にチェックを入れてください。上記項目にチェックを入れないと、国際予備審査請求期間満了時まで審査の開始を延期するよう明示したことになり、上記期間満了前に審査が開始されませんので、ご注意ください。